

# 福岡県公報

平成22年12月8日  
第3194号

## 目次

告示(第1924号 - 第1938号)

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	2
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	2
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	2
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	2
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	4
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	.....	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	5

## 告示

福岡県告示第1924号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年7月5日福岡県告示第1100号
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法 変更しない。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1925号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年9月27日福岡県告示第1603号
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法 変更しない。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1926号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年5月28日福岡県告示第846号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1927号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年5月28日福岡県告示第840号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1928号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月9日農林水産省告示第1401号（5に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1929号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月3日農林水産省告示第1577号（4に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1930号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年2月18日農林水産省告示第190号（6に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1931号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年11月15日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人北九州自立生活センター
- (2) 代表者の氏名  
林 芳江
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市小倉北区馬借2丁目5番19号
- (4) 定款に記載された目的  
本法人は、障害者が地域の中で自分らしい生活や人生を実現していくため、障害当事者の経験や意見を活用して、権利擁護、自立を支援する事業及び社会参画にあたって障壁のない環境をつくるための活動等を行い、すべての人々が共に支え合い安心して暮らしていける成熟した福祉社会づくりに寄与することを目的とする。

---

福岡県告示第1932号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称（仮称）ドラッグコスモス柳川店
- (2) 所在地 福岡県柳川市三橋町柳河字連蒲池848番 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項  
安全確保のため警察及び道路管理者との協議を十分に行って頂くようお願いしま

す。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

安全確保のため警察及び道路管理者との協議を十分に行って頂くようお願いいたします。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

ごみの分別の徹底と減量化に努めてください。特に、古紙などのリサイクル可能なものについては、分別の徹底とリサイクルをお願いします。

なお、貴チェーン店において、自主的に回収されている資源物がありましたら、今回の届出店舗でも取り組んでいただきますようお願いいたします。

(4) 防災・防犯対策への協力

駐車場での自転車・バイクの盗難、車上あらし等対策のため、防犯灯など十分な照明をお願いします。また、青少年の非行防止のため、従業員の教育や警備員の十分な巡回をお願いします。閉店後の外部者の駐車場、店舗への侵入防犯についても十分な対策をお願いします。

(5) 騒音の発生に係る事項

騒音の抑制については配慮をお願いします。特に荷捌き作業時の騒音及び駐車車両の騒音には十分注意してください。

(6) 廃棄物に係る事項等

廃棄物保管場所が、飲食店等店舗に近接するため、汚水や臭気等に対する対策をお願いします。

(7) 街並みづくり等への配慮等

柳川市全域の景観形成のため、平成23年の施行に向けて現在景観計画を策定中です。景観形成の取組は、計画策定の段階から市民、事業者、行政が協働して行っています。また、市景観計画施行までの期間、建築物の色彩等については、本市も対象区域である『矢部川流域景観計画』の基準に配慮していただくようお願いいたします。

従いまして、市民、事業者、行政が一体となった協働の取り組みへのご理解とご協力をお願いいたしますので、柳川市まちづくり課との協議をお願いします。

(8) その他

意見なし

福岡県告示第1933号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年11月12日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 グルメシティ大土居店

(2) 所在地 福岡県春日市昇町7丁目65番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹	株式会社ダイエー 代表取締役 桑原 道夫

福岡県告示第1934号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
糸島郡志摩町土地改良区	平成22年11月29日

## 福岡県告示第1935号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
八 女 県 道	船 小 屋 停 車 場 線 水 田		前	筑後市大字津島 400番2先から 筑後市大字常用 1064番1先まで	7.8 ~ 19.6	416.8	
			前	筑後市大字津島 1065番先から 筑後市大字常用 1064番1先まで	14.4 ~ 30.8	871.0	
			後	筑後市大字津島 400番2先から 筑後市大字常用 1064番1先まで	7.8 ~ 19.6	416.8	うち県道 八女瀬高 線重用延 長333.0 メートル
			後	筑後市大字津島 1065番4先から 筑後市大字常用 1064番1先まで	14.4 ~ 29.5	871.0	

## 福岡県告示第1936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年12月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成22年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	船 小 屋 停 車 場 線 水 田	筑後市大字津島1065番4先から 筑後市大字常用1064番1先まで

## 福岡県告示第1937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年12月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	八 女 瀬 高 線	筑後市大字津島631番1先から 筑後市大字津島1040番1先まで

## 福岡県告示第1938号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年12月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
みやま市高田町濃施字濃施北604番1及び604番3から604番6まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市大字宮崎2754番地1  
田中 貴美子